

別紙解答用紙に解答すること。

国際連合の機関であるユネスコ(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)は、1978年総会において「体育およびスポーツに関する国際憲章」を採択したが、2015年総会においてその内容を大きく改定し、「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」を採択した。以下の条文は、2015年の「憲章」からの抜粋である。条文を読み、以下の2つの問いに対して、あなたの意見を述べなさい。

第1条 体育・身体活動・スポーツの実践は、すべての人の基本的権利である

1.1 すべての人は、人種、ジェンダー、性的指向、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国民もしくは社会的出身、財産、その他一切の理由に基づく差別を受けることなく、体育・身体活動・スポーツを行う基本的な権利をもっている。

第11条 体育・身体活動・スポーツは、開発、平和、紛争後及び災害後の目標の実現において重要な役割を果たすことができる。

11.1 開発と平和のイニシアチブのためのスポーツは、貧困の根絶、及び民主主義、人権、安全保障、平和と非暴力の文化、対話と紛争解決、許容と非差別、社会的統合、男女の平等、法の支配、持続可能性、環境認識、健康、教育、市民社会の役割をより強固なものすることを目的とするべきである。

問1 上の第1条1.1の下線部という「基本的な権利」は、現実の社会においては十分には保障されているとは言えない(それゆえ、憲章が「権利」として保障されるべきことを掲げる)。上の「基本的な権利」が侵害されている例を具体的に挙げ(日本内外、プロ・アマいずれでも可)、その是正のために、国や政府、学校等の教育機関、スポーツ団体等は何をなすべきかを論じなさい。

問2 上の第11条の下線部という「重要な役割」を、体育・身体活動・スポーツが果たすことが可能であるとされるのは、なぜだろうか。具体例を挙げた上で、論じなさい。

以上